

生活環境影響調査書についての環境の保全の見地からの意見と事業者の見解

福岡都市圏南部環境事業組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成 22 年条例第 7 号）第 3 条の規定に基づき、表-1 に示す期間、場所で縦覧を行い、同条例第 5 条の規定に基づき、平成 24 年 2 月 15 日から平成 24 年 3 月 28 日まで生活環境影響調査書に対する意見の提出を求めた。

表-1 報告書の縦覧期間及び場所

項 目	内 容
縦覧場所	<ul style="list-style-type: none">福岡都市圏南部環境事業組合事務局 (春日市役所内 2 階 209 会議室)大野城市環境生活部最終処分場対策室 (大野城市役所 2 階)
縦覧期間	平成 24 年 2 月 15 日から平成 24 年 3 月 14 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
意見書の提出期限	平成 24 年 3 月 28 日

生活環境影響調査書に対する住民の意見、及びそれに対する事業者の見解は以下のとおりです。

表-2 生活環境影響調査書についての住民意見と事業者の見解

住民意見の概要		事業者の見解
1	水質 1. 処分場から韓人池、及び処分場から宮の池間の一部には水路はなく、地図上に表記されない自然水流となっているため、この間が点線で記入されている。 2. 韓人池及び宮の池から流出する水質に問題が生じる可能性が大である。 3. 処分場から韓人池及び宮の池間に水路工事をすべきである。	<p>報告書(p1-9)に記載している雨水集排水図(案)は、大野城市で作成されています雨水認可計画に基づき、事業予定地内から排水されるルート「計画を破線、既設水路を実線」で示しています。</p> <p>ご意見の韓人池及び宮の池までの水路工事につきましては、最終処分場建設と並行し、大野城市の協力を得ながら工事を行ってまいります。</p>
2	地下水 1. N01、N09、N011の井戸は、余りにも処分場から遠すぎる。 2. N02、N04、N07の井戸は、特に水質が悪く調査対象井戸としては、適していない。 3. 調査に適した井戸の再選定をすべきである。	<p>地下水の調査地点については、尾根や河川の状況を勘察し、調査地域全体を広く把握するため11箇所の民家井戸を選定しております(「大気・水・環境負荷分野の環境評価技術(Ⅱ)」(平成13年)大気・水・環境影響評価技術検討会の文献を参考)。</p> <p>また、一部の民間井戸の水質が悪く、調査対象井戸に適していないとのご意見ですが、調査結果は、飲料用項目で一部基準値を超えたものがあります。しかし、浸出水の漏洩の有無を監視する項目である塩化物イオンや有害項目、ダイオキシン類については基準値以下となっています。調査井戸の再選定につきましては、平成24年度から地元の代表者で構成されております「中区監視委員」の方々と協議を進めてまいります。</p>
3	地下水 1. 地下水の帯水層は、埋立処分場の掘削深度より深い場所に位置していることから、地下水帯水層へ影響を与えることはない。となっているが、何故、このように断言出来るのか疑問である。断定できるのであれば、その根拠をもっと詳しく示すべきである。	<p>報告書 p5-140 の図 5-6-2-3(1) で示したとおり、ボーリング調査結果から現地は極めて硬質な基盤岩で、現地での透水性を確認する透水試験(ルジオンテスト)を行った結果からも、透水は確認されていません。</p> <p>また、報告書 p5-138 の図 5-6-2-1「埋立処分場と地下水帯水層の位置関係推定図」からも観測井戸の帯水層は、標高-5m~21mに存在することから、埋立処分場の掘削深度(標高約50m)より深い場所に位置していることも併せて、地下水の帯水層への影響はないと判断しています。</p>
4	保全対策 1. 環境要素である大気汚染・騒音・悪臭・水質・地下水・動物のいずれの項目とも、「追加的な保全対策を講じる。」となっているが、具体的な対策を記入すべきである。	<p>今回の調査では、各調査項目とも現状で環境基準値等を下回る結果が得られており、この調査結果をベースに予測・評価を行った結果からも本事業の実施による生活環境への影響の程度は、少ないと評価されております。</p> <p>しかしながら、当組合としては、地元の方々の安心・安全を得るために、予測結果を検証する「事後調査」を計画しております。</p> <p>事後調査結果を踏まえた上で、現在計画しております環境保全対策との整合性を検証しながら、新たな保全対策が必要となる場合には、追加的な保全対策を講じてまいります。</p>

住民意見の概要		事業者の見解
5	<p>地震等の災害</p> <p>1. 本環境調査には、大地震発生の場合の環境に与える影響について全く記述されていない。検討されていれば、断定した記述は出来ないはずである。将来、事故に際して、「想定外」という言葉を使用しないほしい。</p> <p>2. 最終処分場においても、稼働中又は稼働後(埋め立て終了後)における大地震による想定外の地盤の崩壊・ゆがみ等により、汚染土が流出したり汚染水が地下に浸透し、数十年・数百年を経て、水質(井戸等の地下水)を汚染する可能性は大いにあるものと予想されます。環境影響調査結果においては、想定外の大地震による処分場からの環境破壊が大きな不安要素です。</p>	<p>今回の生活環境影響調査では、地域住民の生活環境に係わる「大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水等」についての調査、予測及び評価を行ったものです。したがって、地震発生による影響調査は行っていません。</p> <p>しかしながら、埋立処分場を建設する上で、地震対策は必須項目であり、関係法令法で定められている耐震検討は十分に行っております。</p>